

# 『養育費の履行確保について』

2021（令和3）年10月22日（金）13時30分～17時30分

法制審議会仲裁法部会

（於）ZOOMを使ったリモート参加

大阪経済法科大学・法学部  
小川富之（おがわとみゆき）

# 離婚に関わる状況

件数：20万9000件

未成年の子が含まれる離婚：

6割/離婚全体・約22万人の  
未成年子が離婚の影響を受ける。

親権者：約9割で母が親権者

母子世帯で養育費の取り決め：42.9%

養育費の支払：24.3%

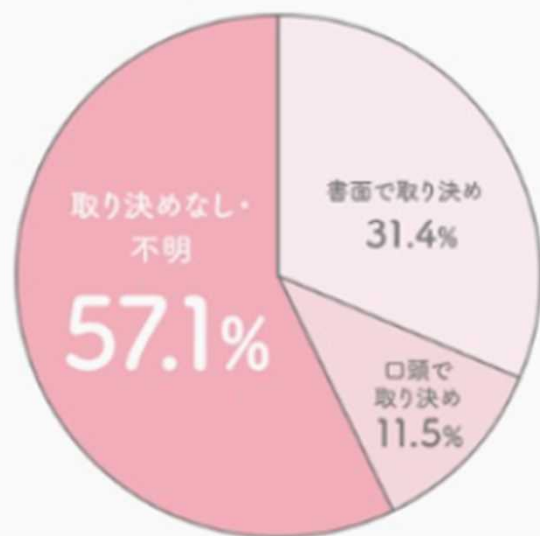
平均年収：母子 243万円・父子 420万円

面会交流の実施率：3割程度

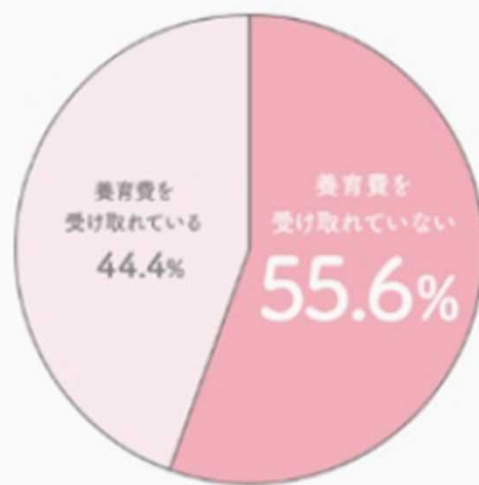
\* 厚生労働省「人口動態統計」

「全国ひとり親世帯等調査」2016（平成28）年 等

養育費の取り決めをしている  
ひとり親世帯は**半分未満**



取り決めをしても  
約**56%**は受け取れていない



出典:厚生労働省統計「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

年齢別離婚件数：妻・30～34歳（25,867）

同居期間別離婚数：5年未満（64,862）

平均初婚年齢：夫31.1歳・妻29.4歳

有未成年子離婚：123,397組（58.1%）

\* 子連れ再婚率（推定）：35%程度

厚生労働省「人口動態統計」2018（平成29）年

# 離別母子世帯の現状

① 非正規雇用

② 育児と就労

③ 厳しい生活の現状

- 厳しい経済状況

- 厳しい居住状況

- 公的支援の限界：

世帯数に占める生活保護世帯の割合・母子世帯は総世帯の5倍

# 養育費に関連する諸問題

- ① 養育費：取決め有4割程度・受取っている25パーセント弱・受取ったことがない60パーセント強
- ② 面会交流と養育費の関係：密接な関係がある

## 2. 日本の養育費について

(1) 子の養育費の額の算定:

養育費の算定表(平成30年度司法研究(養育費, 婚姻費用の算定に関する実証的研究))

\* 日本弁護士連合会(日弁連)の新しい方式による養育費・婚姻費用算定表(平成28[2016]年11月)

(2) 子の養育費の履行確保:

養育費に関する手続

(養育費に関する手続 | 裁判所 (courts.go.jp):

[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html))

# 諸外国の子の養育費の考え方

## (1) 社会保障給付

離婚後の子の養育費の問題を基本的には社会保障給付の枠内で把握し、必要な(児童)手当を支給したうえで、同居親として子を養育している親が別居親に対して有する養育費支払い請求権を(児童)手当の支給主体である行政庁が譲り受け、行政庁が事後的に別居親から(児童)手当の支給に要した費用の一部または全部を回収するという制度を採用する国



## (例) アメリカ合衆国の制度

- 1935年連邦社会保障法  
ひとり親世帯のための公的扶助プログラムを創設
- 1962年改正・連邦社会保障法  
離婚後の生活困窮母子世帯に対する公的経済援助としての児童扶養世帯扶助費支給
- 1975年児童扶養強制プログラム導入
- 1996年社会保障法  
現行の給与天引型の養育費徴収

# 親族扶養

子の養育費は原則として親族扶養として把握したうえで、

(2-1) 父母の取り決めた養育費の額が法で定めた一定基準に満たない場合、または、

(2-2) それが適切に履行されていない場合に、行政庁がその基準額までの(児童)手当を同居親として子を養育している親に支給し、当事者間で取り決めた養育費の限度で、事後的に行政庁が別居親から償還を受けるという制度を採用している国。

(2-2)は、

- ①養育費の額の取り決めを父母が受有にできる国と
- ②養育費の額に関してのガイドラインを定めている国がある。

① (自由な)協議による養育費額の取決め  
(例)スウェーデン型

利点: 社会保障給付との組み合わせで取決め額にかかわらず標準的な生活水準が維持できる

欠点: 協議で低額の養育費を取り決めて、社会保障給付に依存する傾向が生じる

## ②客観的ガイドラインを定めて養育費額を決定 (例)イギリス型

利点:ガイドラインが定められているので、適切な子の養育費額が期待できる。

欠点:別居親の有する扶養義務の履行と公的扶助としての母子家庭の社会保障給付との調整が難しい。

面会交流との関係で生じる問題

# 4. 日本に必要な制度について

(1) 子の養育問題のとらえ方:

私的問題か公的(関与の必要な)問題か?

(2) 協議離婚制度の問題

(3) 児童の権利条約が求めているもの:

第1回審査と総括所見(CRC/C15/Add.90 1998年)から子の養育費については指摘されている。

直近の第4・5回日本政府報告に関する総括所見でも、困窮している家族に対して、十分な社会的援助等が求められている。

## (4) 日本で整備すべきもの

- ① 相談体制の整備
- ② 協議支援の必要性
- ③ 子の養育費額の決定
- ④ 子の養育費の支払いの実現

離別後の子の健全な  
成育（生育）を目指して

ご清聴ありがとうございました。  
ございました。